

## 平成 24 年度第 1 回石神井公園ふるさと文化館運営懇談会会議の概要

日時	平成 24 年 7 月 27 日（金） 10：00～12：00
場所	石神井公園ふるさと文化館 多目的会議室
出席者	委員 15 名
議事等	1 委員委嘱 2 区民生活事業本部長挨拶 3 委員紹介 4 座長・副座長の選出 5 議事 （1）平成 23 年度事業報告について （2）平成 24 年度事業について （3）次回日程について （4）その他
傍聴者	なし
配布資料	1. 練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会委員名簿 2. 平成 23 年度事業報告について 3. 平成 24 年度予算概要について 4. 平成 24 年度事業について 5. 区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課組織図
参考	練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例 練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例施行規則 練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会設置要綱

### 会議の概要

#### 1 委員委嘱

（区民生活事業本部長より各委員に委嘱状交付）

#### 2 区民生活事業本部長挨拶

区民生活事業本部長 皆様おはようございます。区長に代わりまして石神井公園ふるさと文化館運営懇談会委員の委嘱をさせていただきました。各委員におかれましてはお忙しい中懇談会の委員をお引き受けいただいたこと、改めて感謝を申し上げます。この懇談会は開館当初から設置させていただき、各委員から貴重なご意見、アイデア、ご助言をいただいたということをうかがっております。懇談会も二期目ということで新しい公募委員の方々をお迎えさせていただきました。忌憚のないご意見を運営に反映させていただきたいと考えてございますの

で、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。既にご承知のこととは思ひますが、この4月に組織改正がございました。当ふるさと文化館を含めてこれまで文化芸術、生涯学習振興の關係が教育委員会と区長部局に分かれておりましたが、新たな視点からということで区長部局、その補助執行である区民生活事業本部で担当することになりました。従いまして当館、美術館、生涯学習センター、練馬文化センター、大泉ゆめりあホール、外郭団体の文化振興協회를私どもの組織の一本化の中で事業展開ができることを活かして更に文化芸術の振興に努めていきたいと考えてございます。以上を持ちまして区長を代理してのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

### 3 委員紹介

(委員自己紹介)

### 4 座長・副座長の選出

事務局 座長・副座長の選出をお願いいたします。練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会設置要綱の規定に基づきまして、委員の互選により座長を選出し、副座長は座長が指名することとなっております。委員の皆さま、いかがでしょうか。

委員 事務局で提案があったら教えていただいた方が早いと思ひます。

事務局 他にご意見はございますか。

委員 ありません。

事務局 それでは、事務局から提案させていただきたいと思ひます。前期に副座長をお願いしておりました前田委員はいかがでしょうか。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。前田委員が互選により座長に選出されました。座長に議事を引き継ぎます。

座長 それでは二期目ということで品田先生からバトンタッチということでさせていただきますと思ひます。2004年10月に整備検討委員会が始まり、2年後に建設準備委員会ができました。そして2010年3月にオープンしたわけでございます。その間私もかかわらせていただきましたけれども、委員の方がそれぞれの立場でいろいろなご意見を言うてくださりました。今日予想以上に来館者があり、皆様が評価して下さるのも、今まで委員の方たちがさまざまな視点からご意見をだして下さったこと、皆様のお力によるものが非常に大きいと思ひます。これからも委員の皆様におかれましては積極的にいろいろなお立場から忌憚ないご意見をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは副座長については座長が指名する規定になっていますので、指名さ

させていただきます。川井委員にお願いしたいと思います。

(拍手)

副座長 今座長からご指名を頂戴し、皆様から拍手を頂戴しましたので、大変ご立派な方の多い中で、副座長という大役は私にとって重荷でございます。ただ、ご指名いただいた以上、座長の足をひっぱらないようについてまいりたいと思います。今後とも皆様のお力添えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 4 議事

座長 それでは議題に入りたいと思います。本日の会議の進め方について、事務局から説明がありますか。

事務局 懇談会の公開についてご説明させていただきます。附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針に基づきこの会についても原則公開とさせていただきます。公開方法につきましては、傍聴および議事録のホームページ掲載等によるものとさせていただきます。傍聴手続き等につきましては、「附属機関等会議傍聴基準」を準用してまいります。議事録については事務局が作成し、委員にご確認いただいたものを公開することとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

座長 皆さんいかがでしょうか。異議なければ進めさせていただきます。本日の傍聴はありますか。

事務局 ございません。

座長 では、次第に基づいて(1)平成 23 年度事業報告について事務局より説明をお願いいたします。

##### (1) 平成 23 年度事業報告について

事務局 (資料 1 の説明)

座長 ご質問やご意見はございますか。

委員 ふたつお聞きしたいことがございます。ひとつは入館者数についてですが、22 年度と 23 年度につきましてお教えてください。2 点目は常設展示の解説会を行っていますが、私も拝聴して非常におもしろかった、力も入っているのですが、残念なことに時間が 20 分しかないということで、もったいないという気がします。もう少し長くやっていただきたいと思います。

座長 最初のご質問は年度別推移ということですね。後の方はある意味ご要望かと思いますが、事務局からご説明いただけますか。

事務局 22 年度の入館者数につきましては、21 万 5,852 人、23 年度は 19 万 7,552 人でございます。

2 点目の展示解説会につきましては、当館学芸員、調査員とサポーターを講師

として、20分をひとつの目安として行っております。ただ、内容によって関連事項の補足や、より詳しい説明が必要になる場合につきましては、展示品を見学した後、会場を別室に移し、4～50分程度の講義を行っております。

委員 サポーターの方で学芸員の資格を持っている方はいらっしゃいますか。

事務局 はい、いらっしゃいます。

委員 ほんとうにおもしろいですね。

委員 来館者数に関連した質問ですが、来館者数は古民家とこちらの館は別々のカウントをしていますか。

事務局 当館では3箇所の出入口にカウンターがあり、入館者数を把握しておりますが、古民家は、公園側からも自由に出入りできることから、カウントは行っておりません。

座長 22年度につきましては、大震災による休館の時期がございますから、それも考慮しないとイケませんね。

委員 でもすごい数ですね。

座長 すごいですね。特にオープンした22年度はびっくりするような数だったと思います。解説会の方はご要望というべきことですが、そのへんはどうでしょうか。

事務局 他の展示見学者の方もおり、さらに、お立ちのまま説明を聞いていただくこととなりますので、長い時間となると難しい部分もあるかと思えます。現在も、長めの解説が必要となるような場合は、座って聴いていただける場所に会場を移して行っておりますので、展示品をご覧いただきながらの解説につきましては、現行の時間程度で行っていく予定であります。

座長 そのあたりのことは状況に応じて弾力的にとお願いしたいということですが、それでは次の議事、(2)平成24年度事業について事務局より説明ください。

## (2) 平成24年度事業について

事務局 (資料3・4の説明)

座長 24年度事業は既に年間の3分の1ほど進行しております。これからの予定も出ておりますので、ご質問やご意見はございますか。

委員 2点ご質問をさせていただきます。資料3の維持管理費について、2,700万円近く減って、これが教育普及経費にまわっておりますけれど、講座等事業委託料の内容はどうなっておりますか。第2点は企画展、特別展は、今の回数で限界なのか、まだやる余地が残っているのかお教えてください。

座長 23年度の資料にもありましたようなことも踏まえてお願いします。

事務局 今年度から教育普及経費により、講座等事業を委託しました。それにより、

正規の事務職員が減員となっております。委託経費はスタッフの人件費のほか、講座講師等への謝礼などが主なものとなります。謝礼につきましては、区の基準にならって算出しております。

企画展の回数につきましては、現行の回数でも、かなり厳しい状況にあります。主に1名の常勤学芸員と3名の郷土資料調査員が担当しておりますが、有料となる特別展においては、準備にあたってかなりの日数を要するため、他の業務もたくさん抱えている現状では、増やすことは難しい状況でございます。

委員 事務的な面でも厳しいということですね。準備までけっこう時間がかかるし、いろいろと借りてくるということもございます。わかりました。

座長 昨年度も全体で4回、そのペースで来ていると思います。

座長 他にご質問等はございますか。

委員 私も2点ほどございます。1点はホテルの件です。前年度は650人、今年度も639人と集まっております。しかも子供がたくさん来ています。皆さん期待して来ているという感じが非常に強いのですが、2階のビオトープは機能的に大丈夫なのでしょうか。この近所、JA東京あおばの前に「蛍橋」がございますし、昔は三宝寺池にホテルがいたようです。どこかビオトープでつくと自然な形でふくらんでいくのではないかと思います。もうひとつ、私はこちらの講座のファンでけっこう参加しますが、途中退席をする方がときどきいらっしゃいます。後ろの扉が二重になっていないものですから、暗くしている部屋に光が入ってくる。できれば暗幕をつけていただくといいと思います。

文化・生涯学習課長 区の事業にかかわりますので、私からお答えさせていただきます。「ホテルの里づくり」という事業に着手しております。当館の事業ではなく、自然な形でホテルを育成する事業ということで、環境の部門で担当をしております。当面は当館では2階のビオトープの展示を行っていく。必ずしも2階のビオトープで完全に生育サイクルができるかというところではなく、なかなか難しい状況ではあります。

事務局 映像が重要となる講座等、会場の暗さが求められる場合につきましては、ご指摘いただいたように、何かしらの対策をとるようにいたします。

座長 他にございますか。

委員 ふれあい土曜事業や夏休みイベント、お子さん向けのイベントは当日受付が中心ですけれど、私の知り合いで当日30分前に受付が終了してしまって参加できなかったという話を聞きます。難しいかとは思いますが、事前に予約受付をする、あるいは回数を増やすなどができればいいと思います。そうしないと次回また行っても入れないからと、せっかくだと行こうと思っている子供たちが来なくなってしまうのはもったいないと思います。

事務局 人気のある催しにつきましては、受付時間前から行列ができ、可能な限り受

入数を増やすなど対応をとっておりますが、お断りせざるを得ないケースが始めています。もともと「ふれあい土曜事業」などは、当日ご来館いただいた方に気軽に参加していただくというコンセプトで始めたものでございますが、これだけ定着してきますと、対応に苦慮することもございます。

これまでのように当日気軽にご参加いただけるメニューも維持する一方、定員を設けざるを得ない催しにつきましては事前申込制にするなど検討を進めてまいります。

座長 ゴールデンウィークに行われた池淵玩具店に大勢参加者がいらっしやっけて、夏休みにまた行われるようすけれども、参加できるのは子供だけですか。

事務局 大人の方もご参加いただけますが、主に子供たちが参加しています。

座長 学年的にはどのくらいですか。

事務局 幼児から小学校高学年くらいまで、さまざまです。

座長 これはすばらしいですね。大勢の方が参加されて、目を輝かせている姿が目には浮かぶようすです。

事務局 ゴールデンウィークに行われたときの評判がよく、また来たいとおっしゃっていた方もたくさんいらっしゃいました。

座長 とても興味深いですね。「黒曜石で石器をつくろう」はどうなりそうですか。大変ですよ。

事務局 黒曜石そのものの準備もありますが、それを石器にする過程に危険が伴う部分も多く、熟知した講師とゴーグル等安全対策の準備も必要となります。事業委託先が他県での実施実績を持っていたことから、今回開催できることとなりました。

座長 これは人間の旅の原点で、黒曜石の採れるところと遺跡のあるところが違っていることから、人間がどのように旅をしたかという問題を探る重要な手がかりになります。個人的には興味のあるテーマです。また、今後の予定にある「江戸時代の天文学者」の講座。安井算哲を主人公にした「天地明察」という映画が公開されるということで、人気を呼ぶかもしれない。これはホットなテーマになる可能性があります。

事務局 おっしゃるとおり、映画の公開も念頭にあり、開催することとしております。

座長 けっこう関心が高まるような感じがしておもしろいと思っております。他にご意見はございますか。今年のメインの特別展も決まっているようで、準備を進めていらっしゃるころだと思います。それでは次回日程について説明ください。

事務局 次回は、10月頃を目途に開催を考えておりますので、改めてご連絡申し上げます。その節には、ご協力よろしくお願いいたします。

座長 それでは副座長、何かございますか。

副座長 いろいろなご意見を出していただきました。このような会議で前向きなご意見が多いということは、館の発展にますますつなぐと信じております。私は個人的に前々から申しておりました音楽にかかわる催しが成功して、すばらしいなと思っております。ご近所の方にはご迷惑をおかけしたかもしれませんが、今後も皆様のお力添えをいただきたいと思っております。

座長 それではこの館の立ち上がりからかかわってこられました文化・生涯学習課長から一言お願いいたします。

文化・生涯学習課長 二期目の1回目ということですが、いろいろなご意見を頂戴しましてありがとうございます。評価を受ける分かりやすい指標は入館者数になりますので、ぜひ皆様のご協力を得ながら、大勢の方にご利用いただきまして、区民の皆様をはじめ、区外の方にも練馬区を好きになってもらうことが最終的な目標だと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

委員 その他ということで、少し質問をさせていただいてよろしいでしょうか。サポーターをやっている立場からしまして、非常に能力のある人たちがいらっしやいます。この力をぜひ活かしていきたい。まだまだ活かし切れていないと思っております。これから館長と相談しながらやっていかなければならないということだと思います。その中で、ぜひお願いしたいということは、私たちが来館者と話をしますと、「私は練馬に住んでいるけれど、初めて来た」という方がけっこういらっしやいます。パブリシティとして、考えていかなければならない。何らかの形で推進していく、ある程度核になるようなグループをつくってやっていくことが必要なのではないか。サポーターの人たちのキャパシティもまだありますので、ぜひもっと輪を広げて増やしていける可能性は十分ありますので、そこを人の輪とか口コミとかを活用して増やしていくことをぜひやっていきたい。

座長 貴重なご意見をありがとうございます。知名度というものはなかなか難しいですね。ただ内容的にみると当初の予想以上に活動が地についてきていることはすばらしいと思っております。

委員 私は、若い人たちが練馬区を活性化させるためにコミュニティビジネスを興そうと、経済課の方と話をしながらやっています。その中でフェイスブックでグループをつくってございまして、毎日のようにコミュニケーションをはかっております。私はそこでふるさと文化館の宣伝をしているわけですがけれども、たぶん若い人たちを呼び込んでいくためには、そういったツールも使っていくことも必要と思っております。フェイスブックで活躍している人たちで、子供たちとオヤジがあそぼうよという会をやっている人がいて、すごく活発にやっているんですね。そういう部分も含めて、まだまだ検討する余地があるのではと思っております。

座長            ありがとうございます。今のご感想も含めまして、事務局からしめくりをお願いいたします。

事務局        サポーターの方の力をもっと活用する、施設の存在をもっとPRしていかなければならないというお話、ごもっとも思っております。そのあたりも含めましてパブリシティを積極的に行っていきたいと思えます。

皆様、本日はありがとうございました。

## 平成 24 年度練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会委員名簿

種 別	氏 名	所 属 等
学識経験者	品田 穰	東京農業大学客員教授（保全生態学）
	前田 勇	立教大学名誉教授（観光行動学）
	副島 弘道	大正大学教授（美術史）
公募区民	小野 たかみ	練馬区大泉学園在住
	小林 千寿子	練馬区上石神井在住
	佐々岡 忠男	練馬区三原台在住
	古谷 茂雄	練馬区下石神井在住
	山本 れい	練馬区東大泉在住
地元町会および 伝統文化団体	成塚 進	石神井町池淵町会長
	大村 宣雄	石神井公園の自然を守る会会長
	渡邊 雍重	石泉囃子連合会会長
観光振興関係団体	牧野 克好	(株) ジェイコム東京 東エリア営業局長 (練馬区観光協会推薦)
	川井 淳子	練馬区手工芸作家連盟会長 (東京商工会議所練馬支部推薦)
学校	泉崎 春海	練馬小学校長
	大山 明	石神井中学校長
練馬区	米 芳久	区民生活事業本部産業経済部商工観光課長
	小金井 靖	区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課長
	岩田 高幸	教育委員会事務局教育総務課長

## 平成23年度事業報告について

(平成24年3月31日現在)

- 1 展示事業実績
- 2 教育普及事業実績
- 3 学校関連事業実績
- 4 石神井公園ふるさと文化館サポーター活動
- 5 ミュージアムショップ売上
- 6 受領資料一覧
- 7 購入資料一覧
- 8 施設貸出し状況

# 1 展示事業実績

平成24年3月31日現在

## <企画展示室>

区分	行事名	期間	入場者数
主催	収蔵品企画展 「『江戸名所図会』に描かれた風景」	4月29日～ 6月5日	936
主催	収蔵品企画展 「アニメのセル画」展	7月16日～ 8月7日	627
主催	特別展 「江戸時代の百科事始－本草学者小野蘭山の世界－」展 【有料展】	9月17日～ 11月6日	2,161
主催	特別展 「江戸の妖怪」展 【有料展】	1月21日～ 3月4日	7,166

区分	行事名	利用団体	期間 (貸出期間)	入場者数
貸出	石神町会婦人部 第18回文化展	石神町会	4月19日～ 24日	305
貸出	年金者組合練馬支部創立20周年記念 おらが祭り作品展	年金者組合練馬支部	7月7日～ 10日	382
貸出	第61回はたらく消防の写生会	石神井消防署	8月12日～ 23日	839
貸出	石神井公園・三宝寺池の四季を描く個展	(個人)	9月1日～ 7日	742
共催	第56回区民文化祭 第15回手芸作家展	練馬公民館	11月17日～ 24日	3,453
共催	企画展「武蔵野台地の縄文遺跡」	生涯学習課文化財係	11月25日～ 12月28日	1,763
貸出	未来をのぞく住宅展	平野建設㈱	1月7日～ 9日	177
貸出	練馬書道展	練馬区書道連盟	3月13日～ 18日	707
貸出	第2回 紹ざし展	花と紹ざしの会	3月23日～ 31日	285

## <ギャラリー>

区分	行事名	期間
主催	ギャラリー企画展 「練馬の風景 いまむかし」写真展	(2月3日～) 4月1日～8日
主催	ギャラリー企画展 「ホタルー生命の輝きー」写真展	6月14日～ 7月23日
主催	ギャラリー企画展 「昔写真展」ー水のある風景ー	8月27日～ 9月11日
主催	ギャラリー企画展 「石神井城跡の発掘と中世城郭」	11月2日～ 12月1日
主催	ギャラリー企画展 「昔写真展」ー農の四季ー	2月18日～ 3月11日
主催	開館二周年記念事業(サポーター主催事業) 練馬の人と自然3万年とふるさと文化館の2年パノラマ年表	3月24日～ 4月5日

区分	行事名	利用団体	期間 (貸出期間)
貸出	照姫まつり写真パネル展	照姫まつり実行委員会	4月12日～ 5月22日
貸出	2011年 誰でも描ける植物画展	石神井植物を描く会	5月24日～ 6月5日
貸出	練馬区伝統工芸パネル展	経済課産業計画係	9月13日～ 10月4日
貸出	にゃんこ展	(個人)	10月5日～ 18日
貸出	石神井公園ベストショット写真展～しぜんからのおくりもの	石神井小学校	10月19日～ 22日
貸出	udon fantasista(うどんファンタジスタ)2011	udon fantasista事務局	10月23日～ 30日
貸出	伝統工芸体験講座「練伝まなび塾」作品展示	経済課産業計画係	1月17日～ 27日
貸出	練馬みどりの俳句大賞 入選作品展示	みどり推進課	2月3日～ 17日
貸出	練馬書道展	練馬区書道連盟	3月13日～ 18日

## 2 教育普及事業実績

平成24年3月31日現在

### (1)特別展・企画展関連

事業名	講師	実施日	募集人数	申込数	受講数
特別展「江戸時代の百科事始—本草学者小野蘭山の世界—」展関連講演会 「小野蘭山の本草学—実地調査と各地の門人たちからの情報—」	明治大学教授／平野満	9月25日	100	85	71
特別展「江戸の妖怪」展関連講演会 「江戸の妖怪」	武蔵大学教授／ アダム・カバット	1月29日	100	110	92
特別展「江戸の妖怪」展関連イベント 「落語」（妖怪噺）	社団法人落語協会所属／ 柳家ほたる	2月19日	100	110	90

### (2)ふるさと文化講座

事業名	講師	実施日	募集人数	申込数	受講数
『江戸名所図会』の楽しみ方	渡邊嘉之（当館職員）	5月8日	100	110	92
連続講座 「古代武蔵国と東山道」	国分寺市学芸員／小野本敦	5月29日	60	62	50
		6月5日	60	62	45
アニメの原理体験講座	アニメーション監督／有原誠治 アニメ研究家／村松錦三郎	7月24日	当日 受付	—	40
伝統工芸体験～技にふれてみよう～	練馬区伝統工芸士／ 遠藤晏弘・遠藤英博	8月7日	20	21	20
武蔵野の地形と湧水	東京学芸大学教授／小泉武栄	10月2日	100	110	98
食卓で育む心と食文化	食育研究家／船ヶ山清史 漫画家／魚戸おさむ	10月29日	100	40	48
古民家に学ぶ生活の知恵	法政大学講師／古川修文	11月13日	100	65	51
リードオルガンの音色を聞こう	柴宮智子	12月18日	当日 受付	—	130
平清盛・源頼朝と豊島氏	駒澤大学講師／今野慶信	1月8日	100	112	99

### (3)季節体験事業

事業名	実施日
端午の節句	4月13日～5月11日
七夕	6月25日～7月7日
十五夜	9月2日～9月11日
年末年始行事（正月飾り、まゆ玉祭り）	12月27日～1月15日
節分	2月3日
ひなまつり	2月16日～3月3日

### (4)ふれあい土曜事業

毎週土曜日開催

3頁参照

月	行事名	材料費(円)	実施日	参加者数
4	でんでんだいこをつくろう	450	4月2日	20
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	4月9日	7
	いろいろ端で聞く昔ばなし	—	4月16日	24
	竹とんぼであそぼう	130	4月23日	7
	兜を折ろう	100	4月30日	27
5	なわとびであそぼう 雨天により「旧内田家にてるてる坊主をかざろう」	—	5月7日	11
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	5月14日	5
	いろいろ端で楽しむかみしばい	—	5月21日	21
	かざぐるまをつくろう	170	5月28日	25
6	和紙ぞめ体験	220	6月4日	19
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	6月11日	6
	いろいろ端で聞く昔ばなし	—	6月18日	37
	ちがや馬をつくろう (委託)	—	6月25日	17
7	七夕飾りをつくろう	—	7月2日	35
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	7月9日	9
	いろいろ端で楽しむかみしばい	—	7月16日	61
	うちわをつくろう	70	7月23日	30
	プラネタリウムをつくろう	—	7月30日	60
8	縄文土器をつくろう	280	8月6日	35
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	8月13日	7
	いろいろ端で聞く昔ばなし	—	8月20日	44
	空気砲をつくろう	—	8月27日	21
9	万華鏡をつくろう	190	9月3日	28
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	9月10日	11
	いろいろ端で楽しむかみしばい	—	9月17日	48
	火おこし体験	—	9月24日	43
10	勾玉をつくろう	270	10月1日	12
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	10月8日	9
	いろいろ端で聞く昔ばなし	—	10月15日	13
	こま犬をつくろう	250	10月22日	11
	竹とんぼであそぼう	130	10月29日	30
11	切り紙であそぼう	—	11月5日	26
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	11月12日	6
	いろいろ端で楽しむかみしばい	—	11月19日	9
	消しゴム版画をつくろう	100	11月26日	33
12	タイル画をつくろう	100	12月3日	21
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	12月10日	5
	なわとびであそぼう	—	12月17日	18
	小さなしめ飾りをつくろう	—	12月24日	20
1	まゆ玉飾りをつくろう	—	1月7日	32
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	1月14日	11
	だるまちょきんばこをつくろう	270	1月21日	16
	節分の豆入れをつくろう	—	1月28日	32
2	プラネタリウムをつくろう	—	2月4日	40
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	2月11日	45
	紙飛行機であそぼう	—	2月18日	29
	昔あそびを楽しもう	—	2月25日	30
3	昔の衣装を着てみよう	—	3月3日	27
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	3月10日	5
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう (特別探検)	—	3月10日	2
	いろいろ端で聞く昔ばなし	—	3月17日	30
	火おこし体験	—	3月24日	24
	いろいろ端で楽しむかみしばい	—	3月31日	31

## (5)その他事業

### ①ゴールデンウィークイベント

事業名	実施日	募集人数	参加者数
古民家で昔遊びをしよう	4月29日～5月5日	当日受付	—
昔の道具を使ってみよう	4月29日～5月5日	当日受付	242
昔の商店再現「池淵玩具店開店」	4月29日～5月5日	当日受付	254
昔の衣装を着てみよう	4月29日	当日受付	25
	5月3日	当日受付	34
こいのぼりのカードをつくろう	5月1日	当日受付	18
切り紙で花をつくろう	5月4日	当日受付	23
シャボン玉であそぼう	5月5日	当日受付	50

### ②国際博物館の日

事業名	実施日	募集人数	参加者数
「国際博物館の日」記念 (来館者にオリジナル絵葉書を配布)	5月18日	当日受付	36

### ③ホテルの夕べ

事業名	講師	実施日	見学者
「ホテルの夕べ」	ホテル研究家 名児耶徳秀	6月17日～18日	650

### ④夏休みイベント

事業名	実施日	募集人数	参加者数
シャボン玉であそぼう	8月14日	当日受付	18
土器の拓本体験	8月18日	当日受付	30
ワイヤーアート工作	8月21日	当日受付	41
昔の商店再現「池淵玩具店開店」	7月23日～8月21日の土日	当日受付	322

⑤NHK文化講座

事業名	実施日	募集人数	申込数	参加者数
「空海と密教美術展」	8月31日	280	1,512	280

⑥文化財ウィーク事業

事業名	実施日	募集人数	申込数	参加者数
石神井城跡発掘パネル展	10月29日～11月6日	当日受付	—	—
古民家合同解説会(練馬区・板橋区) 「台地の古民家ー近世・近代の比較ー」	11月6日	30	44	24

⑦ふるさと探訪

事業名	実施日	募集人数	申込数	参加者数
ふるさと探訪 (練馬高野台駅～石神井公園コース)	5月29日 (3月19日実施予定だった事業。 臨時休館のため延期して実施)	50	46	23
ふるさと探訪 西コース (旧関村の水辺をたどる)	10月16日	40	28	26
ふるさと探訪 東コース (錦秋の石神井川沿いを歩く)	10月30日	40	39	30

⑧ふるさと文化館のお正月

【実施日】平成24年1月4日～9日

【内 容】ふくわらいやかなる遊びなどお正月遊びを楽しむ企画や抹茶サービスなどを実施。

実施日	内容	募集人数	参加者数	参加費
平成24年1月4日	かるたあそび	当日受付	17	—
1月5日	巨大ふくわらい	当日受付	29	—
1月6日～7日	昔の衣装体験	当日受付	87	—
1月7日	まゆ玉飾りをつくろう (ふれあい土曜事業)	当日受付	32	—
1月8日	お正月あそび	当日受付	52	—
1月9日	貝飾りをつくろう	当日受付	20	—
1月9日	お正月抹茶サービス	当日受付	100	100円

⑨開館二周年記念事業

【内 容】旧内田家住宅にて、館収蔵の民具資料の展示、サポーターによる昔の遊びの指導、童謡を歌う等の催しを開催。また、来館者からメッセージを募り、5年後に開封するタイムカプセルの封函を行った。この他、ギャラリー展示も開催。

実施日	内容	募集人数	参加者数	参加費
3月24日～28日	むかしのくらし体験 (サポーター企画事業)	当日受付	—	—
3月24日～28日	むかしのあそび体験 (サポーター企画事業)	当日受付	—	—
3月24日～27日	むかしのうた体験 (サポーター企画事業)	当日受付	—	—
3月24日～28日	タイムカプセルイベント	当日受付	—	—

### 3 学校関連事業実績

平成24年3月31日現在

#### (1) 小・中学校団体見学

小学校	73件	児童数	5,674人	引率者	334人
中学校	11件	生徒数	731人	引率者	57人

#### (2) 職場体験

実施日	事前訪問日程	学校名	生徒数
6月30日～7月1日 8:30～15:00	6月16日 14:30～15:00	石神井西中学校・2年生	4
7月6日～7月7日 8:30～15:00	6月28日 16:00～16:30	石神井中学校・2年生	5
7月13日～7月14日 8:30～15:00	6月29日 16:00～16:30	関中学校・2年生	4
7月21日～7月22日・26日 8:30～15:00	7月6日 15:30～16:00	石神井中学校特別支援学級・ 3年生	1
8月2日～3日 8:30～15:00	—	都立大泉高校附属中学校・2年生	5
11月10日～11月11日 8:30～15:00	11月4日 15:00～15:30	大泉第二中学校・2年生	4
2月10日 8:30～15:00	1月24日 15:00～15:30	大泉学園中学校・1年生	4

#### (3) 講師派遣

実施日	学校名	人数	内容	派遣講師
4月6日 13:30～14:30	石神井小学校	教諭 35名	学校内研究会 「ふるさと文化館概要」	当館職員
6月8日 9:00～9:30	石神井小学校	6年生 92名	石神井城について	当館職員
8月3日 14:00～17:30	練馬区中学校社会科部	中学校教諭 20名	練馬区の地域学習 (光が丘から豊島園まで巡検)	当館職員

#### (4) 幼稚園・保育園の団体利用

幼稚園・保育園 15園 来館者数 484人

#### (5) 学芸員実習

実施日	大学名	人数
9月14日～9月25日 8:30～17:00	昭和女子大学	1
	筑波大学	1

#### (6) 社会教育実習生（生涯学習施設実習生）受け入れ

実施日	大学名	人数
8月14日 8:30～17:00	立教大学	1

#### (7) インターン（就業体験）生受け入れ

実施日	大学名	人数
8月25日 8:30～17:00	中央大学	1

## 4 石神井公園ふるさと文化館サポーター活動

- (1) 施設案内・交流活動  
定例的な館活動のサポート
  - ①館内案内・展示解説
  - ②交流ライブラリー事業（調べ物等のレファレンス対応）
  - ③古民家の日常的維持および案内・解説
  - ④その他、館が依頼する業務
- (2) 各種事業における運営補助  
ふれあい土曜事業など、館主催事業の実施補助
- (3) 企画事業実施  
史跡散歩事業、周年記念行事などの企画実施
- (4) 常設展示解説  
自主提案による常設展示に関する解説（学芸系職員監修のもと月1回程度実施）
- (5) 自主活動  
ふる探研究会、ふるさとを歌う会など

### ● サポーター登録者数

123 名（平成24年3月31日現在）

### ● 年間活動者数

延 5,624 名（自主活動を除く）

### ● 平成23年度 サポーター勉強会

16回 延 437 名 参加

上記のほか、サポーター新任研修を9回実施（5月11日～28日） 延 102名 参加

## 5 ミュージアムショップ売上

平成24年3月31日現在

(1) 刊行物（『新版 練馬大根』など37種）	139,630 円	517 点
(2) 遺跡等報告書（『溜淵遺跡』など22種）	44,100 円	9 点
(3) オリジナルグッズ（「ぬりえハガキ」など8種）	128,290 円	2,184 点
(4) 石神井公園ふるさと文化館刊行物 （『江戸の妖怪展』など7種）	1,543,110 円	2,343 点
(5) 昔の玩具（「勾玉作りキット」など19種）	181,100 円	856 点
(6) 石神井公園等関連グッズ （「石神井公園の風景絵はがき」など11種）	337,507 円	939 点
(7) 池淵玩具店 （常設展示室にて昔の商店を再現。「池淵銀行券」を販売）	66,400 円	664 点
(8) 「ねり丸」グッズ （「『ねり丸』クリアファイル」など2種）	18,300 円	129 点

合計 2,458,437 円 7,641 点

## 6 受領資料一覧

平成24年3月31日現在

受領日	品物
4月20日	テレビアニメの台本
4月27日	雛人形、前掛、バケツ、ソノシート
4月27日	五月人形、夫婦人形
5月31日	パン焼き器、弁当箱
6月21日	破魔矢、肥びしゃく、唐鋏、三本鋏
8月12日	刀装小道具・関連書籍（和本類）
9月2日	下石神井村絵図
12月1日	唐箕
1月25日	水車の水輪
2月17日	上皿自動秤
3月9日	絵葉書（江古田駅附近名所絵葉書など3種）
3月15日	扇風機

## 7 購入資料一覧

平成24年3月31日現在

購入日	資料名
4月30日	〔絵葉書〕石神井村絵葉書
12月15日	東武電車沿線案内
12月16日	石神井小学校他写真貼込帖
12月17日	西武電車沿線案内図絵
2月21日	西武鉄道線路図 村山線・川越線・大宮線・新宿線
3月20日	東武鉄道沿線名所旧跡実業家便覧
3月24日	映画・レビュー 花形競艶名場面集
3月24日	新興キネマ新聞 昭和10年11月29日
3月24日	練馬城址 豊島園の葉
3月24日	〔雑誌〕講談倶楽部 臨時増刊 映画スター号
3月31日	〔絵葉書〕豊島園の朝
3月31日	〔絵葉書〕練馬警察署落成記念

## 8 施設貸出し状況

平成24年3月31現在

### (1) 会議室貸出し状況

	多目的会議室	会議室 1	会議室 2	計
件数	177	153	62	392
利用人数	5,029	2,136	1,068	8,233

### (2) 企画展示室等貸出し状況

	企画展示室	ギャラリー	展示用ボックス
日数 (展示用ボックスは延月数)	78	123	241
人数 (観覧者数)	8,653		

## 平成 24 年度予算概要について

単位：千円

科目 \ 年度	24 年度	23 年度	増 減	増減率
総 額	134,616	134,061	555	0.4%
1 運営費 (旧：一般事務費)	15,201	15,907	△706	△4.4%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土資料調査員（非常勤職員 4 名）経費 13,254 千円 など</li> </ul> <p>各施設の科目表記を統一することとなり、「運営費」と変更。 前年比減のおもな理由：「散策マップ」印刷費の減（隔年発行であるため）</p>				
2 維持管理費	61,865	89,117	△27,252	△30.6%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設備保守および清掃等委託料 34,080 千円</li> <li>● 光熱水費（電気・上下水道料） 16,712 千円 など</li> </ul> <p>前年比減のおもな理由 ……</p> <p>① 交流業務委託経費の減（△18,000 千円）： 講座等業務（教育普及事業）とあわせたかたちでの委託契約としたため</p> <p>② 光熱水費の減（△6,071 千円）： 資料保存のための適切な措置を講じつつ、引き続き節電対応にあたるため</p>				
3 展示事業経費	20,577	25,576	△4,999	△19.5%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 展示制作等委託料（特別展等） 8,321 千円</li> <li>● 印刷費（特別展図録、刊行物等） 6,747 千円 など</li> </ul> <p>前年比減のおもな理由 …… 展示制作等委託料の減（△3,224 千円）</p>				
4 教育普及経費	36,973	3,461	33,512	968.3%
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講座等事業委託料 35,990 千円 など</li> </ul> <p>前年比増のおもな理由 …… 講座等事業委託料の増（35,990 千円） 24 年度より、ふれあい土曜事業をはじめとする教育普及にかかる各種主催事業運営を専門会社に委託</p>				

## 平成24年度事業について

(平成24年6月30日現在)

- 1 展示事業実績
- 2 教育普及事業実績

# 1 展示事業実績

平成24年6月30日現在

## <企画展示室>

区分	行事名	期間	入場者数
主催	収蔵品企画展 「刀装具ー中山コレクション」展	4月28日～6月3日	3,320
主催	収蔵品企画展 「絵図・地図の世界」展	7月7日～8月12日	—
主催	特別展 「鉄道の開通と小さな旅 ー西武・東上沿線の観光ー」展 【有料展】	9月22日～11月11日	—
主催	特別展 「アニメ化50周年記念 鉄腕アトム」展 (仮題) 【有料展】	1月19日～3月24日 (予定)	—

## <ギャラリー>

区分	行事名	期間
主催	ギャラリー企画展 「生誕150年 植物学者・牧野富太郎」パネル展	5月11日～6月10日
主催	ギャラリー企画展 「ホタルー生命の輝きー」写真展	6月13日～7月31日
主催	ギャラリー企画展 「来て見て発見！はじめよう古民家めぐり ー古民家の魅力伝えますー」パネル展	11月13日～11月25日

## 2 教育普及事業実績

平成24年6月30日現在

### (1)ふるさと文化講座

事業名	講師	実施日	募集人数	申込数	受講数
牧野富太郎と植物分類学	首都大学東京准教授／菅原敬	5月27日	100	96	79
無声映画上映会 「弁士の語りで観る練馬でつくられた映画」	弁士／片岡一郎	7月16日	100	—	—
東京オリンピックと東京改造	國學院大學教授／上山和雄	8月5日	100	—	—
江戸時代の天文学者 ～幕府天文方、渋川春海から伊能忠敬まで	—	9月8日	100	—	—
練馬区発祥！ 国産初のビール麦 ～金子ゴールデン	—	10月7日	100	—	—

### (2)季節体験事業

事業名	実施日
端午の節句	4月20日～5月5日
七夕	6月30日～7月8日
十五夜	9月22日～9月30日
十三夜	10月20日～10月28日

### (3)ふれあい土曜事業

毎週土曜日開催

3頁参照

月	行事名	材料費(円)	実施日	参加者数
4	でんでんたいこをつくろう	450	4月7日	20
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	4月14日	6
	いろり端で聞く昔ばなし	—	4月21日	37
	竹とんぼであそぼう	130	4月28日	38
5	かぶとを折ろう	100	5月5日	50
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	5月12日	45
	いろり端で楽しむかみしばい	—	4月19日	87
	かざぐるまをつくろう	170	5月26日	34
6	万華鏡をつくろう	190	6月2日	36
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	6月9日	16
	いろり端で聞く昔ばなし	—	6月16日	18
	勾玉をつくろう	270	6月23日	17
	ちがや馬をつくろう (委託事業)	—	6月30日	22
7	七夕かざりをつくろう	—	7月7日	—
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	7月14日	—
	いろり端で楽しむかみしばい	—	7月21日	—
	とうめいうちわをつくろう	100	7月28日	—
8	色紙ふりかけで夏の風物をえがこう	50	8月4日	—
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	8月11日	—
	ちぎり絵で花火をえがこう	50	8月18日	—
	折紙の昆虫で標本をつくろう	120	8月25日	—
9	チリメンモンスターの図鑑をつくろう	—	9月1日	—
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	9月8日	—
	いろり端で聞く昔ばなし	—	9月15日	—
	木の実や小枝で工作をしよう	—	9月22日	—
	月の満ち欠けカレンダーをつくろう	—	9月29日	—
10	火おこし体験	—	10月6日	—
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	10月13日	—
	いろり端で楽しむかみしばい	—	10月20日	—
	飛び出すカードでモンスターをつくろう	—	10月27日	—
11	葉っぱの版画で絵はがきをつくろう	—	11月3日	—
	石神井公園ふるさと文化館を探検しよう	—	11月10日	—
	いろり端で聞く昔ばなし	—	11月17日	—
	消しゴム版画をつくろう	—	11月24日	—

#### (4)その他事業

##### ①ゴールデンウィークイベント

事業名	実施日	募集人数	参加費（円）	参加者数
タイルのコースターをつくろう	4月29日	当日受付	150	47
昔あそび体験 おりがみ	4月30日	当日受付	—	55
昔の衣装を着てみよう	5月3日	当日受付	—	14
	5月4日	当日受付	—	48
かぶとを折ろう（ふれあい土曜事業）	5月5日	当日受付	100	50
シャボン玉であそぼう	5月6日	当日受付	70	87
昔の商店再現「池淵玩具店」	4月29日	当日受付	100	69
	5月4日	当日受付	100	59
	5月6日	当日受付	100	70

##### ②国際博物館の日

事業名	実施日	見学者数
区内の博物館・美術館の紹介展示	5月18日～7月1日	—

##### ③ホテルの夕べ

事業名	講師	実施日	見学者数
「ホテルの夕べ」（委託）	ホテル研究家／ 名児耶徳秀	6月15日	404
		6月16日	235

##### ④夏休みイベント

事業名	実施日	募集人数	参加費（円）	参加者数
アンモナイトのレプリカをつくろう	8月23日	当日受付	50	—
縄文土器をつくろう	8月24日	当日受付	350	—
黒曜石で石器をつくろう	8月26日	当日受付	—	—
昔の商店再現「池淵玩具店」	7月22日	当日受付	100	—
	7月29日	当日受付	100	—
	8月5日	当日受付	100	—
	8月12日	当日受付	100	—
	8月19日	当日受付	100	—

⑤朗読会

事業名	朗読者／尺八演奏	実施日	募集人数	申込者数	参加者数
古民家で聴く朗読と尺八	小林大輔／渡邊欣三	6月29日	40	40	40

⑥演奏会

事業名	演奏者	実施日	募集人数	申込者数	参加者数
ヴァイオリンと箏による古民家での演奏会	—	11月11日	—	—	—

⑦NHK文化講座

事業名	実施日	募集人数	申込者数	参加者数
「ボストン美術館 日本美術の至宝」	4月19日	280	1,300	280

⑧文化財ウィーク事業

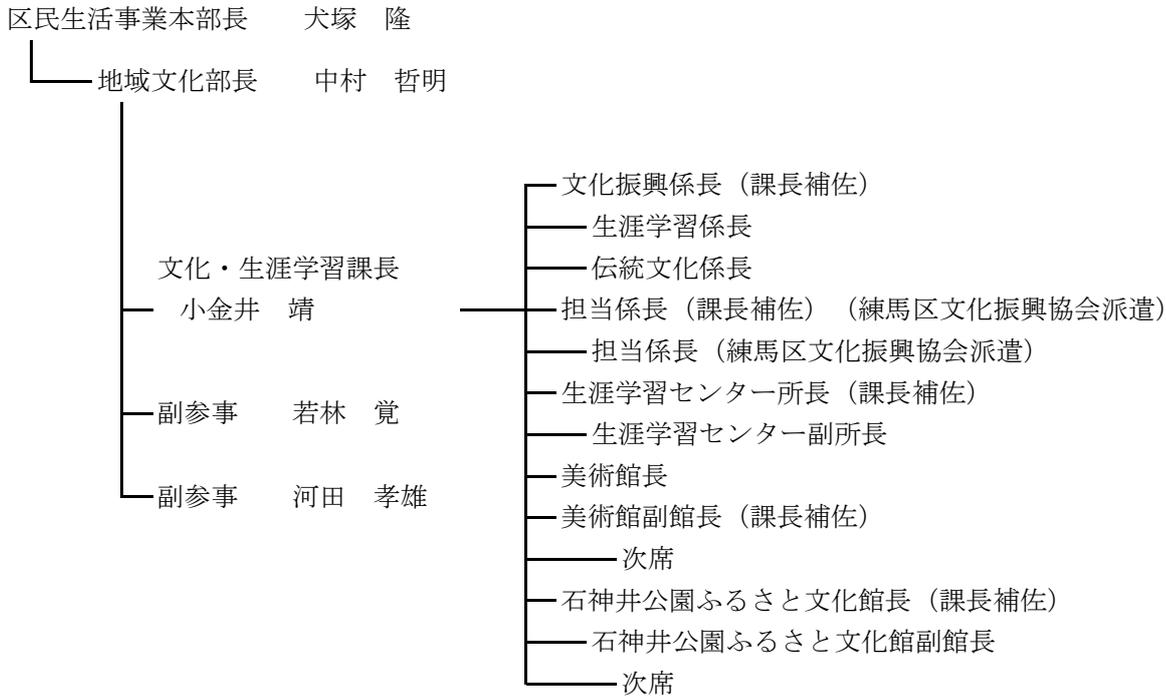
事業名	実施日	募集人数	申込者数	参加者数
石神井城跡発掘パネル展	10月27日 ～11月4日	当日受付	—	—
東京9区文化財古民家めぐり古民家探検解説会	11月17日 ～18日	当日受付	—	—

⑨ふるさと探訪

事業名	実施日	募集人数	申込者数	参加者数
ふるさと探訪	11月4日	—	—	—
ふるさと探訪	11月11日	—	—	—

区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課組織図

平成24年4月1日現在



石神井公園ふるさと文化館職員名簿

館長	わたなべ みよこ 渡辺 美代子	館の統括
副館長	かがや みつる 加賀屋 充	事務総括
次席	いとう ひろし 伊藤 宏	庶務事務
主任主事 (学芸員)	わたなべ よしゆき 渡邊 嘉之	学芸業務全般
主任主事	きむら みちこ 木村 美知子	庶務事務
主事	やま ちひろ 山 千紘	庶務事務
主事	みうら しんご 三浦 真吾	庶務事務
郷土資料調査員 (学芸員)	こみや さちこ 小宮 佐知子	学芸業務、企画展、資料保存・整理、資料調査ほか (非常勤)
郷土資料調査員 (学芸員)	おくの ともみ 奥野 友美	学芸業務、企画展、資料保存・整理、資料調査ほか (非常勤)
郷土資料調査員 (学芸員)	かたの ゆうみ 片野 ゆうみ	学芸業務、企画展、資料保存・整理、資料調査ほか (非常勤)
郷土資料調査員	たかつじ あつし 高辻 惇	学校連携ほか (非常勤)

○練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例

平成21年6月18日

条例第38号

改正 平成23年12月19日条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区立石神井公園ふるさと文化館（以下「ふるさと文化館」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、練馬区ではぐくまれてきた文化（以下「練馬区の伝統文化」という。）の継承および発展を図り、新たな地域文化の創造および観光振興に寄与することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 ふるさと文化館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立石神井公園ふるさと文化館	東京都練馬区石神井町五丁目12番16号

(事業)

第3条 ふるさと文化館は、第1条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) 練馬区の伝統文化に係る資料の収集、保管および展示に関すること。
- (2) 練馬区の伝統文化に係る調査および研究に関すること。
- (3) 練馬区の伝統文化に係る展覧会、講演会、講座等の主催および援助に関すること。
- (4) 練馬区の観光振興に寄与する情報の提供に関すること。
- (5) 練馬区が保有する文化財の保管に関すること。
- (6) ふるさと文化館の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(平23条例54・一部改正)

(施設)

第4条 ふるさと文化館につぎに掲げる施設を設ける。

- (1) 常設展示室
- (2) 企画展示室
- (3) 情報コーナー
- (4) 交流ライブラリー
- (5) 多目的会議室
- (6) 会議室
- (7) 練馬区立池淵史跡公園内旧内田家住宅
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(平23条例54・一部改正)

(休館日)

第5条 ふるさと文化館の休館日は、つぎのとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

2 区長は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(平23条例54・一部改正)

(開館時間)

第6条 ふるさと文化館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、多目的会議室および会議室については、午前9時から午後9時30分までとする。

2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(平23条例54・一部改正)

(観覧料)

第7条 ふるさと文化館が常設展示するものの観覧料は、無料とする。

2 ふるさと文化館が特別に企画し展示するものを観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

3 前項の観覧料は、別表第1に定める額を限度とし区長が定める。

(平23条例54・一部改正)

(施設等の利用)

第8条 ふるさと文化館の施設のうち、つぎに掲げる施設および備付器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

- (1) 企画展示室
- (2) 情報コーナー内ギャラリー
- (3) 多目的会議室
- (4) 会議室

2 区長は、前項の規定による申請があった場合には、ふるさと文化館が実施する事業運営に支障のない範囲で承認をするものとする。

3 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

4 第1項第4号の会議室については、1月4日から6月20日までおよび9月20日から12月28日までを利用できる期間とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該期間を変更することができる。

5 企画展示室および情報コーナー内ギャラリーは、同一人が引き続き12日（休館日を含まない。）を超えて利用することができない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

6 多目的会議室および会議室は、同一人が引き続き6日（休館日を含まない。）を超えて利用することができない。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平23条例54・一部改正)

(使用料)

第9条 前条第1項各号に規定するふるさと文化館の施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 ふるさと文化館の備付器具の使用料は、1利用単位につき1,000円の範囲内で規則で定める。

3 前条第1項の規定により施設等の利用の承認を受けた者（以下「施設等利用者」という。）は、前2項に規定する使用料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 区長は、特に必要があると認めるときは、第7条第2項に規定する観覧料および前条に規定する使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、または免除することができる。

(平23条例54・一部改正)

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(平23条例54・一部改正)

(入館および利用の制限)

第12条 区長は、ふるさと文化館に入館しようとする者またはふるさと文化館の施設等を利用しようとする者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または施設等の利用を承認しない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、付属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) ふるさと文化館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が入館または施設等の利用を不相当と認めるとき。

(平23条例54・一部改正)

(施設等利用権の譲渡等の禁止)

第13条 施設等利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(退館命令)

第14条 区長は、ふるさと文化館に入館した者（以下「入館者」という。）がつぎの各号のいずれかに該当するときは、その者に対し退館を命じることができる。

- (1) 第12条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平23条例54・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、施設等利用者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平23条例54・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 施設等利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第17条 入館者または施設等利用者が、ふるさと文化館の建物、付属設備等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(平23条例54・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年7月教規則第21号で、平成22年3月28日から施行。ただし、条例第8条から第13条までおよび第15条の規定については、平成21年10月1日から施行)

(練馬区立図書館条例の一部改正)

- 2 練馬区立図書館条例（平成5年3月練馬区条例第42号）の一部をつぎのように改正する。

第5条第3項中「、郷土資料室」を削る。

付 則（平成23年12月条例第54号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第7条関係）

	観覧料
小学生および中学生	1人1回につき 500円
上記以外の者	1人1回につき 1,000円

備考 学齢前の者は、無料とする。

別表第2（第9条関係）

施設	利用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
多目的会議室	(1)	1,500円	2,000円	1,800円
	(2)	1,500円	2,000円	1,800円
	上記の2室を併せて利用する場合	3,000円	4,000円	3,500円
会議室	(1)	1,200円	1,600円	1,400円
	(2)	1,500円	2,000円	1,800円
企画展示室	(1)	全日（午前9時から午後6時まで）		2,700円
	(2)	全日（午前9時から午後6時まで）		2,700円
	上記の2室を併せて利用する場合	全日（午前9時から午後6時まで）		5,400円
情報コーナー内ギャラリー		全日（午前9時から午後6時まで）		900円

○練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例（平成21年6月練馬区条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 条例第7条第2項および同条第3項に規定する観覧料（以下「特別展観覧料」という。）の納入があったときは、観覧券（第1号様式）を交付するものとする。

2 前項の観覧券は、特別展観覧料の領収書を兼ねるものとする。

(特別展観覧料)

第3条 特別展観覧料は、別表第1のとおりとする。

(利用の申請および承認)

第4条 条例第8条の規定により練馬区立石神井公園ふるさと文化館（以下「ふるさと文化館」という。）の施設および備付器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（第2号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用申請書の提出期間は、つぎの表の左欄に掲げる利用区分に応じ、同表右欄に掲げる期間とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、当該期間外においても、利用申請書を受け付けることができる。

利用区分	提出期間
1 別に定めるところによりあらかじめ登録を受けた団体（以下「ふるさと文化館登録団体」という。）が施設等を利用する場合	利用予定月の6月前の月の初日から利用予定日の前日まで
2 1以外の団体および個人が施設等を利用する場合	利用予定月の3月前の月の初日から利用予定日の前日まで

3 前項の場合において、利用申請書の提出期間の初日がふるさと文化館の休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とする。

4 第1項の規定による申請書の提出時間は、午前9時から午後6時までとする。

5 利用の承認は、利用申請書の受付順序に従って行うものとする。ただし、必要に応じて受付順序を抽選で決めるものとする。

6 区長は、第1項の申請について施設等の利用を承認したときは、申請者に利用承認書（第3号様式）を交付するものとする。

7 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「施設等利用者」という。）がふるさと文化館の施設等を利用しようとするときは、利用承認書を提示しなければならない。

(利用の変更)

第5条 施設等利用者が施設等の利用を変更しようとするときは、利用変更申請書（第4号様式）に利用承認書を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請について利用の変更を承認したときは、利用者に利用変更承認書（第5号様式）を交付するものとする。

3 前項の規定による利用の変更の承認により納付すべき使用料の額が既納の使用料の額を超えるときは、施設等利用者は、その超える額を前納しなければならない。

(利用の取消し)

第6条 施設等利用者が施設等の利用を取り消すときは、利用取消申請書（第6号様式）に利用承認書を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請について利用の取消しを承認したときは、施設等利用者に利用取消承認書（第7号様式）を交付するものとする。

3 区長は、条例第15条の規定により、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止したときは、施設等利用者に対し、利用承認取消等通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(備付器具の使用料)

第7条 条例第9条第2項に規定する備付器具の使用料は、別表第2のとおりとする。

(観覧料または使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により、特別展観覧料を減額し、または免除する場合は、第3条に規定する別表第1の場合のほか、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 区内の小学校および中学校の児童および生徒の引率者が、教育活動の一環として観覧するとき。免除

(2) 区が主催し、または共催する行事の参加者が、当該行事の一環として観覧するとき。免除

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。減額または免除

2 条例第10条の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第3のとおりとする。

3 前2項の規定により、特別展観覧料または使用料の減額または免除を受けようとする者は、第4条の規定による利用の申請の際に、観覧料・使用料減免申請書（第9号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。第5条の規定による利用の変更申請に伴い使用料の減額または免除を受けようとする場合も同様とする。

4 区長は、前項の申請があった場合において特に必要があると認めたときは、観覧料・使用料減免申請書の提出を省略することができる。

5 区長は、第3項の申請があった場合において必要があると認めたときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

6 区長は、第3項の申請に対し、減額または免除を承認したときは、観覧料・使用料減免承認書（第10号様式）を交付するものとする。

(観覧料または使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により特別展観覧料または使用料を還付する場合は、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 特別展の観覧者または施設等利用者の責に帰すことができない理由により観覧または施設等の利用ができなかったとき。全額

(2) 施設等利用者がつぎに掲げる日前に利用の取消しを申請し、区長がこれを承認したとき。全額

ア 企画展示室および情報コーナー内ギャラリー 利用日の60日前

イ 多目的会議室、会議室および備付器具 利用日の7日前

2 施設等利用者が、前項第2号に規定する日前に利用の変更を申請し、区長がこれを承認した場合において、既納の使用料に過納金を生じたときは、その過納金を還付する。

3 前2項の規定により特別展観覧料または使用料の還付を受けようとするものは、観覧券または使用料還付請求書兼領収書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

(図録等の販売)

第10条 施設等利用者が観覧料等を徴収し、または展示物に係る図録、絵はがき、ポスター等を販売しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(入館者の遵守事項)

第11条 ふるさと文化館に入館した者は、つぎに掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、付属設備等を毀損しないこと。
- (2) 承認を受けずに、展示物の模写、模造または撮影を行わないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、または火気を使用しないこと。
- (4) 他の入館者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(損害の届出)

第12条 入館者または施設等利用者が、建物、付属設備等に損害を与えたときは、直ちに館長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第13条 区長は、教育、学術もしくは文化に関する機関もしくは団体または学術研究のために資料(条例第3条第1号に規定する資料をいう。以下同じ。)を利用しようとする者に対し、資料の貸出しをすることができる。

- 2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書(第12号様式)を区長へ提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請に対し資料の貸出しを承認したときは、資料館外貸出承認書(第13号様式)を交付する。

(資料の貸出期間)

第14条 前条に規定する資料の貸出期間は、貸出日から90日以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

- 2 区長は、ふるさと文化館で必要があると認める場合は、資料の貸出し中であっても当該資料を返還させることができる。

(寄贈および寄託)

第15条 資料の寄贈または寄託の申出があったときは、区長はその由来等を調査および研究し、受贈または受託の適否を決定するものとする。

- 2 資料の寄託は無償とし、寄託された資料はふるさと文化館所蔵の資料と同一の注意をもって保管しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例施行規則(平成21年7月練馬区教育委員会規則第22号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

特別展観覧料		割引観覧料		
		団体20人以上	65歳以上75歳未満の者	身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。）
小学生および中学生	無料	無料	—	無料
高校生および大学生	200円	100円	—	100円
一般	300円	200円	150円	150円
75歳以上の者	無料	無料	—	無料

備考 身体障害者、知的障害者または精神障害者とは、障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

別表第2（第7条関係）

器具名	単位	金額
液晶プロジェクター	一式	500円
プロジェクター用パソコン	1台	500円
展示用ボックス	1区画	1,000円

備考 利用単位は、条例別表第2に施設ごとに定める利用単位を1単位とする。ただし、展示用ボックスは1月を1単位とする。

別表第3（第8条関係）

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政活動の協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員の半数以上を75歳以上の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
6 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5割減額
7 幼稚園、小学校、中学校および特別支援学校以外の区内の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 ふるさと文化館登録団体が当該登録を受けた活動目的のために利用するとき。	
10 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が当該届出を受けた活動目的のために利用するとき。	
11 構成員の半数以上を身体障害者、知的障害者または精神障害者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
12 構成員の半数以上を65歳以上の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき（第5号に該当する場合を除く。）。	
13 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める10人以上の区内団体が利用するとき。	
14 その他区長が特に必要があると認めたとき。	

## 練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会設置要綱

24 練地文第 234 号

平成24年4月1日

### (設置)

第1条 練馬区立石神井公園ふるさと文化館（以下「文化館」という。）の運営および事業について、区民および識者の意見を反映させるため、練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (懇談会の所掌事項)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 文化館の運営に関すること。
- (2) 文化館の事業に関すること。
- (3) その他文化館の運営等に関し必要なこと。

### (構成)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| (1) 学識経験者                           | 3名以内 |
| (2) 文化館利用者                          | 5名以内 |
| (3) 地元町会および石神井公園周辺地域で活動する伝統文化団体の代表者 | 3名以内 |
| (4) 練馬区の観光振興にかかわる団体の代表者             | 2名以内 |
| (5) 区立小中学校教職員                       | 2名以内 |
| (6) 別表に掲げる職にある区職員                   |      |

2 懇談会に座長および副座長を置き、座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときはその職務を代理する。

5 第1項第2号に規定する文化館利用者は、公募により選任するものとする。

### (会議)

第4条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、文化館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、地域文化部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日に、練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会設置要綱(平成22年8月24日22練教生第1927号)に基づく懇談会の委員の任期中にある者は、第3条の規定による懇談会の委員であるものとみなす。この場合において、当該委員であるものとみなされる者に係る委員の任期は、同日における委員としての残任期間とする。

別表(第3条関係)

区民生活事業本部産業経済部商工観光課長 区民生活事業本部地域文化部文化・生涯学習課長 教育振興部教育総務課長
--